

指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

運営規程

（デイサービス 大和）

第1章 総 則

（目的）

第 1条 この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団が開設する指定通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（指定通所介護の運営の方針）

第 2条 事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護の運営の方針）

第 3条 事業所の生活相談員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）は、事業対象者・要支援者の介護予防を目的として、事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 この事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 シオンの園 デイサービス大和
- ②所在地 佐賀県佐賀市大和町大字久留間 3865 番地 1

第 2 章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所の職員として次の職員を置く。

- 一 管理者 1名（生活相談員を兼務）
- 二 生活相談員 1名以上
- 三 介護職員 6名
- 四 看護職員 1名以上
- 五 機能訓練指導員 1名以上

(職務内容)

第 6 条 職員の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

当該業務の管理を一元的に行ない、職員に対し必要な指揮命令を行う。

二 生活相談員

利用者の日常生活上の援助の企画立案、利用に係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

三 介護職員

利用者の日常生活上の援助、介護、実施に関することに従事する。

四 看護職員

医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に従事する。

第 3 章 営業日・営業時間及び定員

(営業日及び営業時間)

第 7 条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

「通所介護、介護予防通所介護相当サービス」

① 営業日 月曜日より土曜日

但し、季節、その他の状況により変更することができる。

② 営業時間 午前8時30分より午後5時30分まで

③ サービス提供時間

午前9時15分より午後4時30分までの7時間15分

但し、必要に応じて利用時間の変更、延長をすることができる。

(定 員)

第 8 条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

「通所介護、介護予防通所介護相当サービス」

1 単位目 40名

第4章 事業の内容及び利用料

(事業の内容)

第 9 条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 介護、入浴介護
- 二 給食介助
- 三 相談援助、生活指導、レクリエーション
- 四 機能訓練、日常動作訓練
- 五 介護方法の指導
- 六 健康状況の確認
- 七 送迎
- 八 その他必要と認められるサービス

(利用料)

第10条 事業の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

- 一 法定代理受領サービスである場合。

指定通所介護費（介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所介護）の1割また、一定所得以上の方は2割負担、3割負担となります。

- 二 法定代理受領サービスでない場合。

指定通所介護費（指定介護予防通所介護費）の全額

- 三 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

① 食費

② おむつ代その他通所介護の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用。

- 四 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業を実施する地域は次のとおりとする。

佐賀市、小城市、神埼市

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意しなければならない。

- 一 火気の取り扱いには十分注意することとし、所定の場所以外では喫煙を控えること。
- 二 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。
- 三 その他、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来たすような行為は厳に慎むこと。

第6章 運営に関する事項

(事業内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、生活相談員等の勤務の体制、他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。

(事業の具体的な内容)

第14条 事業の具体的な内容は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 通所介護計画に基づき、機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 五 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(提示)

第15条 事業の拠点となる事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を提示しなければならない。

(秘密保持等)

第16条 事業所に従事する生活相談員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所に従事した生活相談員等であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者又はその家族の同意を、文書により得ておかなければならぬ。

(苦情処理)

第17条 提供した事業内容に係る利用者又はその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講じなければならない。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(虐待防止)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) 利用者及び家族からの相談体制の整備
- (5) その他虐待防止のための必要な措置
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービスの提供中に事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講ずる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図る。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第20条 事業の提供に当たる生活相談員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、必要な措置を講じるものとする

(非常災害対策)

第21条 防火管理者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出訓練を実施するなど、対策に万全を期さなければならぬ。

(衛生管理等)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 当該事業を提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8章 その他運営に関する重要事項

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は生活相談員等の資質向上を図るため、研修機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から1ヶ月以内
二 継続研修 年3回
2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者及び当該部門長による検討のうえ社会福祉法人佐賀キリスト教事業団により定めるものとする。

附則 この規程は、2006（平成18）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2006（平成18）年10月1日より施行する。

附則 この規程は、2007（平成19）年11月15日より施行する。

附則 この規程は、2008（平成20）年1月21日より施行する。

附則 この規程は、2008（平成20）年5月1日より施行する。

附則 この規程は、2012（平成24）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2012（平成24）年7月1日より施行する。

附則 この規程は、2015（平成27）年8月1日より施行する。

附則 この規程は、2016（平成28）年8月1日より施行する。

附則 この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2018（平成30）年10月1日より施行する。

附則 この規程は、2020（令和2）年2月1日より施行する。

附則 この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2023（令和5）年8月1日より施行する。

附則 この規程は、2024（令和6）年4月1日より施行する。

附則 この規程は、2025（令和7）年6月1日より施行する。